

# 阿智村・清内路村任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 阿智村・清内路村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条の規定により、阿智村・清内路村任意合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、阿智村・清内路村任意合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、阿智村・清内路村任意合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、両村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、所掌事務を処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門チーム)

第8条 幹事会は、所掌事務のうち特定事務を処理するため、専門チームを置くことができる。

2 専門チームの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第9条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第10条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第11条 幹事会の庶務は、規約第11条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月13日から施行する。

別表(第3条関係)

阿 智 村		清内路村	
職 名	氏 名	職 名	氏 名
統括参事	佐々木 幸仁	副 村 長	野 村 健 司
教育次長	林 茂 伸	教 育 長	原 和 機
総務課長	山 内 常 弘	振 興 課 長	佐 藤 義 則